相模原市新たな火葬場整備基本構想

平成２６年５月

相模原市

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ　火葬需要の現状と予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1　相模原市営斎場の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　将来の火葬需要の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3　葬儀、式場・火葬施設に対する意識　・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅱ　本市の火葬及び市営斎場の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

1　市営斎場の機能拡充　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

2　新たな火葬場の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

3　新たな火葬場整備に当たっての主な課題　・・・・・・・・・・・・１１

Ⅲ　新たな火葬場の整備の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・１３

1　位　　置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

2　施設の機能・規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

3　事業手法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

Ⅳ　事業スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

Ⅴ　周辺の火葬場の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

資　料　編

資料１　　人口推計・死亡者数推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
資料２　　火葬件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
資料３　　平成２４年度月別火葬状況・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
資料４　　関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
資料５　　ＰＦＩ等の事業方式について・・・・・・・・・・・・・・・・３６

はじめに

　火葬場は、市民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能を絶えず安定的に維持していく必要があります。

　本市の市営斎場は、平成４年の供用開始以来、２０年以上にわたって、市民の火葬需要に対応してきましたが、高齢化の進行に伴う火葬件数の増加等に伴い、時期によっては、希望する日時での利用が難しい状況も生じています。

　また、将来見込まれる火葬件数の増加への対応を図る必要がありますが、火葬炉や駐車スペースなど、必要となる施設の増築・拡張を現在の市営斎場で行うことは困難な状況です。

　このため、平成２３年１１月に、「相模原市新たな火葬場のあり方等検討委員会」を設置し、市民生活に関わりの深い団体から選出された委員や、公募の委員、研究者の方々に、新たな火葬場のあり方について、様々な角度からご協議をいただき、平成２５年４月に提言をいただきました。

　提言では、「将来にわたって安定的な火葬業務を提供するためには、新たな火葬場の整備が必要である」との結論に至ったことから、この提言を踏まえ、本構想において、今後、新たな火葬場の整備を進めていく上での本市の基本的な考え方をまとめました。

　また、新たな火葬場の整備は、「新・相模原市総合計画　中期実施計画」にも位置付けられており、今後、この基本構想の枠組みに基づき、施設整備に係る基本計画の策定を進めるとともに、新たな火葬場の候補地等についても検討を進める予定です。

Ⅰ　火葬需要の現状と予測

１　相模原市営斎場の現況

（１）火葬件数の現状

本市の火葬件数は、高齢化の進行等により増加傾向にあり、毎年の死亡件数の増加と相関しています。(図１参照)

平成１８年度から平成２４年度までの間に、市民の死亡者数は１，１２８人増加しており、毎年平均１８８人の増加となっていますが、市営斎場での市民火葬件数についても、同様の増加傾向にあり、同じ期間で１，１１９件、毎年平均１８７件の増加となっています。

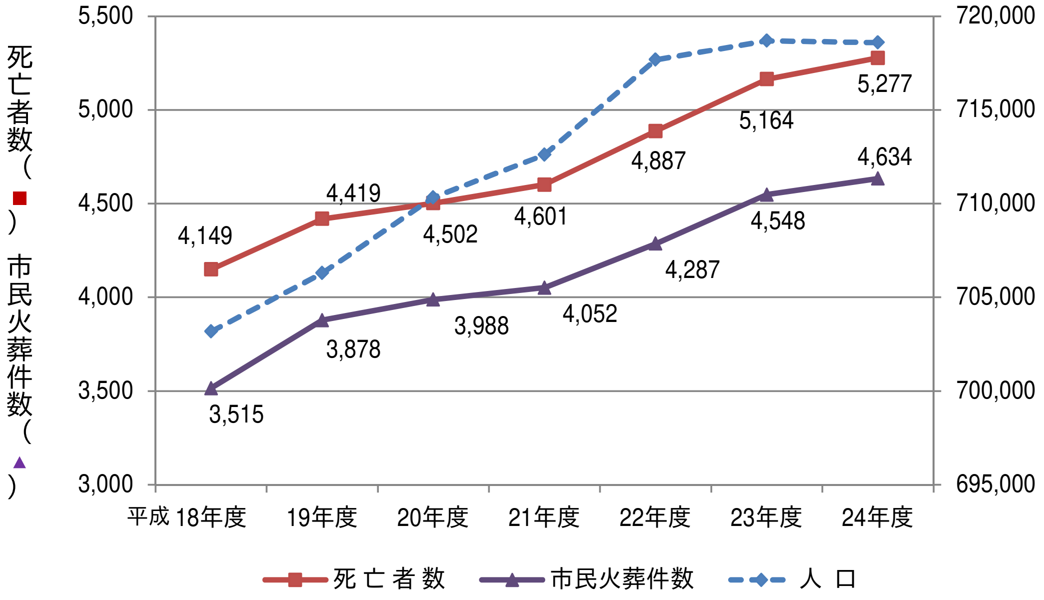

【図１】　本市の人口、死亡者数、市営斎場における火葬件数（一般死体）の推移

この火葬件数の増加に対応するため、平成２３年１１月から、火葬の市民優先枠を拡大しました。（表１参照）

【表１】　市営斎場の火葬における市民優先枠の推移

受　付 時間枠	平成23年10月まで		平成23年11月から		平成24年3月から	
	一 般 枠	市民優先枠	一 般 枠	市民優先枠	一 般 枠	市民優先枠
午前9:30	3	0	3	0	3	0
10:30	3	0	1	2	1	2
11:30	0	3	0	3	0	3
午後0:30	0	3	0	3	0	3
1:30	1	2	1	2	1	2
2:30	1	2	1	2	0	3
3:00	1	0	1	0	0	1
合　計	9	10	7	12	5	14

＊一般枠については、市民利用、市外利用とも先着で受付
＊市民優先枠についても、利用日前日の午後3時以降から市外利用を受付

　このため、市外からの市営斎場の利用件数は、平成２４年度に減少に転じましたが、市民が市外の火葬施設を利用した件数は依然として増加傾向にあります。（図２参照）

　平成２４年度の市民の市外の火葬施設の利用は６４３件で、このうち津久井地域からの利用が２７９件、合併前の旧相模原市域（以下「旧市域」という。）からの利用が３６４件となっており、双方とも増加しています。

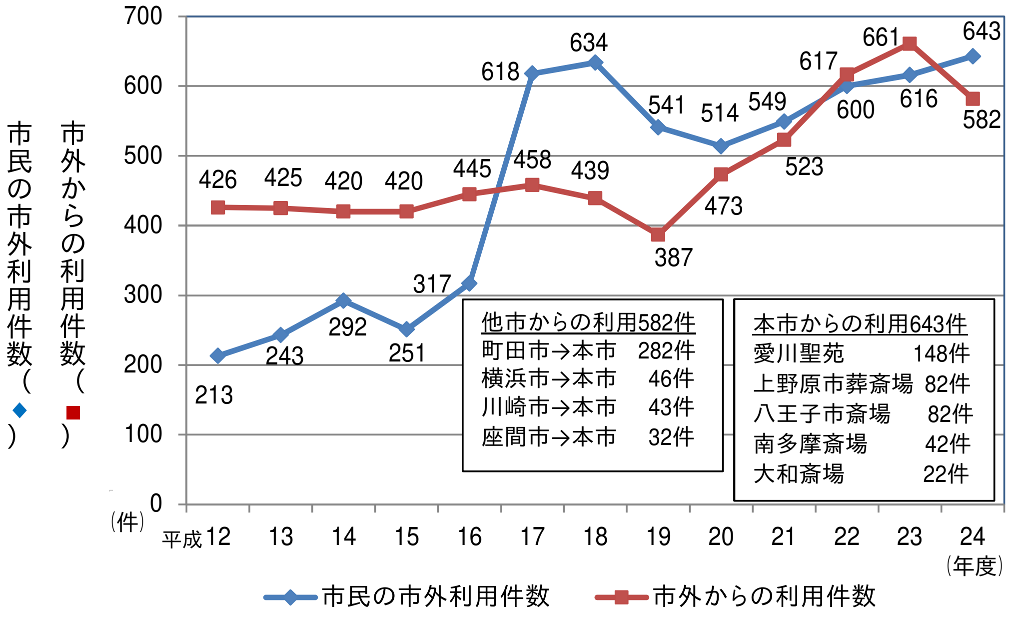

【図２】　市外からの市営斎場の利用件数及び市民の市外の火葬施設の利用件数

（２）火葬炉の予約から火葬までの日数

　市営斎場の火葬までの日数（図３参照）について、年間で利用が多くなる１１月～１月と利用が少なくなる４月～６月の期間の利用希望の多い正午前後の時間帯で、予約から火葬までの日数を比較すると、平成２０年度から平成２４年度まで１１月～１月、４～６月ともに増加傾向にあります。（図４参照）

※一般の火葬の場合、死亡から２４時間以内は火葬ができない。

【図３】　火葬炉の予約から火葬までの計算例

　このため、平成２５年度に改修工事を行い、待合室の洋室化に合わせて一部を分割し、待合室の数を増やしました。

　このことにより、正午前後の時間帯の火葬枠を、３枠増やすことが可能となり、平成２６年１月から運用を開始しています。

平成２５年１月と平成２６年１月の比較では、予約から火葬までの平均日数が１．３日減少しており、一定の効果を上げています。

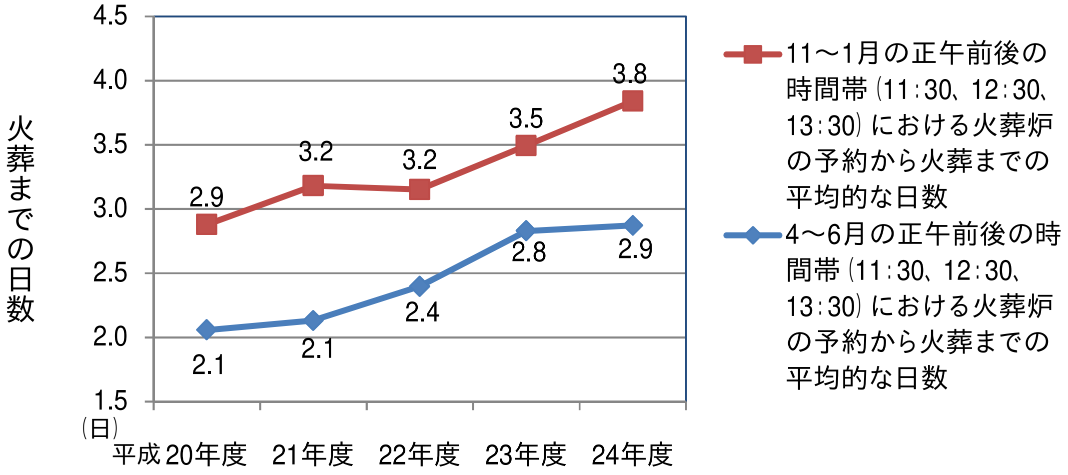

【図４】　火葬炉の予約から火葬までの日数の推移

（３）待合室の利用の現状

図５は、市営斎場の年間の待合室利用者数と１組当たりの利用者数の推移を示したものです。待合室を利用した会葬者の１組当たりの平均人数は、減少傾向にあります。

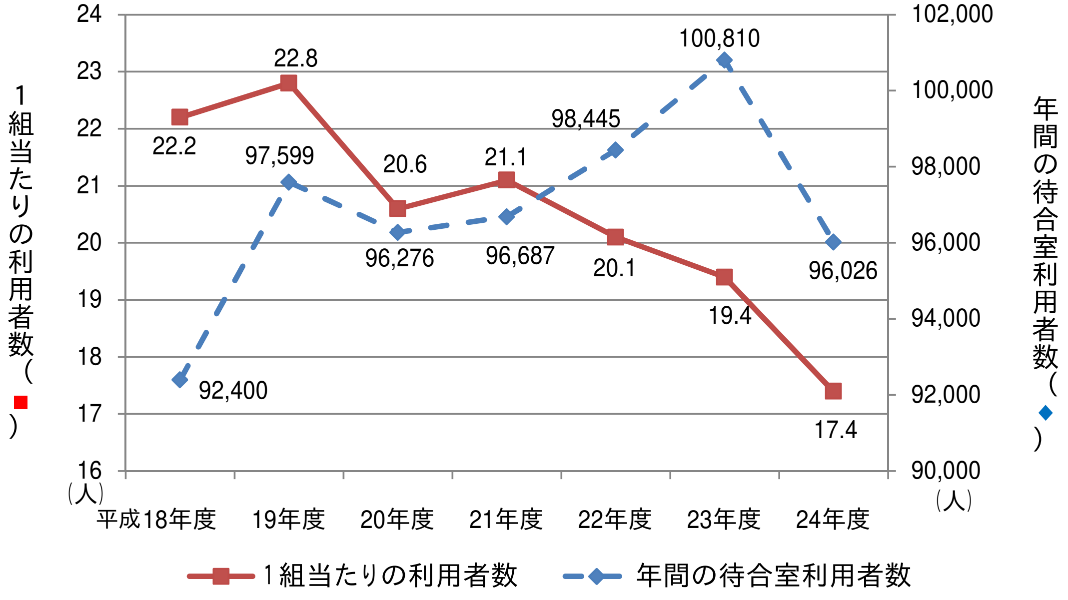

【図５】　年間の待合室利用者数と１組当たりの利用者数の推移

また、図６は、平成２４年度における待合室利用者の１組当たりの利用者数の分布状況を示したものです。

１組当たり１１人から２０人までの利用が最も多く、次いで１人から１０人までの利用となっており、２０人以下での利用が全体の約６４％を占めています。

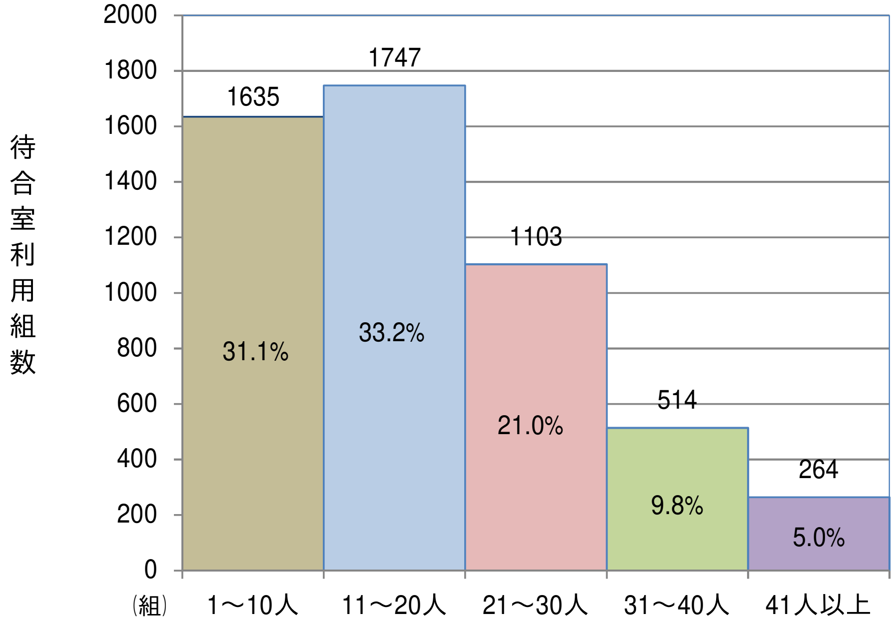

【図６】　1 組当たりの待合室利用者数の分布（平成 24 年度）

（４）市営斎場の位置

本市の市営斎場は、古淵５丁目に位置していますが、津久井地域との合併により市域が拡大したことに伴い、市営斎場の位置は偏りが顕著となっており、地区によっては、アクセスに時間がかかる状況にあります。（図７参照）

【図７】　市営斎場の位置

２　将来の火葬需要の予測

平成２２年国勢調査結果に基づく、平成７２年までの推計では、平成５４年には市民の死亡者数が９，８２２人に達しピークを迎え、以後、推計最終年次である平成７２年の９，７４４人までほぼ横ばいで推移します。

このため、火葬件数も平成５４年に９，０３６件に達し、以後、平成７２年の８，９６４件まで同様に横ばいで推移します。

一方、市営斎場の１日当たりの火葬件数の最大は２３．５件※で、年間の火葬枠は７，６７４件となることから、平成３９年には、年間の火葬件数が市営斎場の火葬可能件数の限度に到達する見通しとなります。（図８参照）

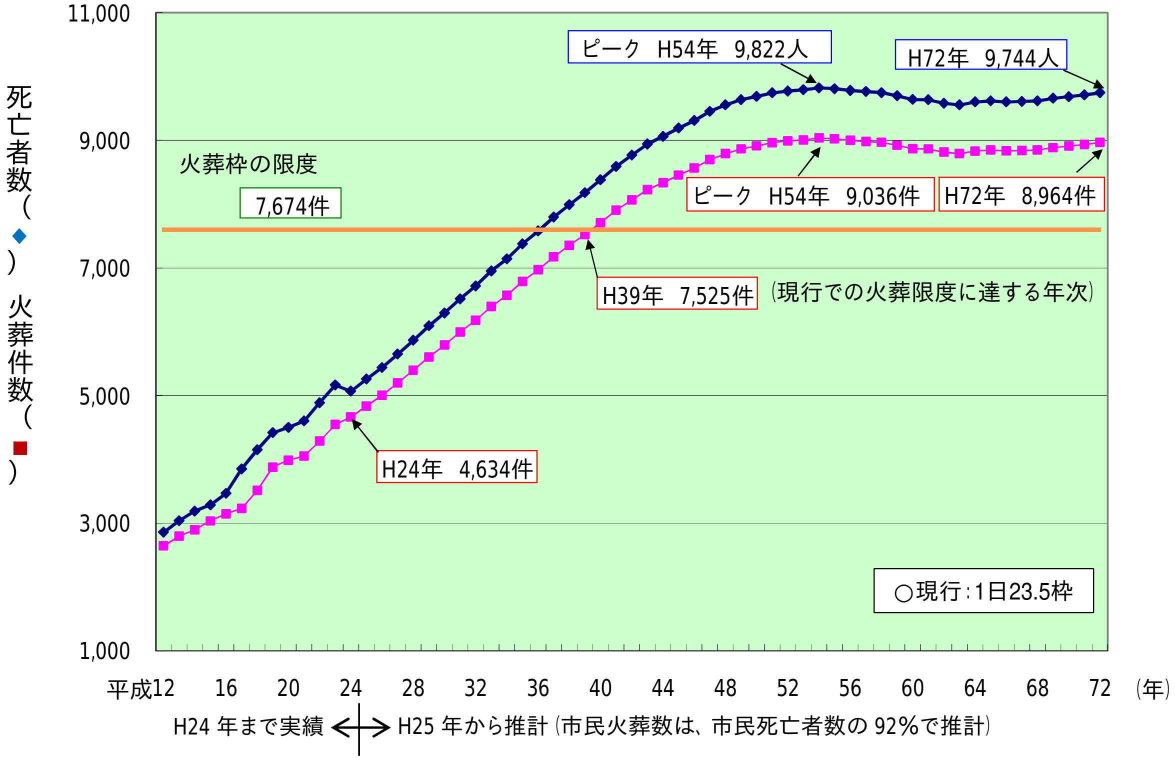

【図８】　死亡者数・火葬件数の将来推計

※　市営斎場の火葬件数

１日の火葬枠　午前９時３０分、１０時３０分、１１時３０分、午後０時３０分、１時３０分、２時３０分の各時間帯に４件火葬が可能です。これに午後３時からの１件を加えて１日最大２５件の火葬が可能ですが、実際には午前９時３０分、１０時３０分及び午後２時３０分の時間帯は利用希望が少ないことから、０．５件を減じ３．５件として算出しています。

１日の火葬件数　　４件×３＋３．５件×３＋１＝２３．５件

１年間の火葬件数　２３．５件×３００日＋１３件×４８日（友引）＝７，６７４件

３　葬儀、式場・火葬施設に対する意識

葬儀の形態は、時代の流れとともに大きく変化しており、特に最近は、「終活」や「墓友」、「エンディングノート」などの言葉に象徴されるように、「人生の最期は自分らしく迎えたい」という意向が大切にされる傾向にあります。

葬儀自体も、地域や職場との関わりよりも、家族や仲間との関係を大事にする傾向も強まっており、葬儀形態も多様化しています。（表２参照）

本市が実施したアンケート（以下「葬儀アンケート」という。）※でも、この傾向が顕著に現れています。

【表２】葬儀形式の分類と表記

通夜・告別式等を行い、参列された方々で故人をお見送りする葬儀	従来型
家族、親族やごく親しい方々のみで通夜・告別式等を行い、故人をお見送りする葬儀	家族葬
通夜は行わず、火葬当日に告別式を行い、故人をお見送りする葬儀	一日葬
通夜・告別式等を行わず、火葬だけを行い、故人をお見送りする葬儀	火葬式

◆　家族葬への関心が高く、現実的な選択肢となっている。

家族葬への関心の有無を尋ねた設問では、「かなり関心がある」「少し関心がある」の合計が８割を超えました。（表３参照）

また、家族の葬儀を行うと仮定した場合、どのような形態の葬儀を希望するかを尋ねた設問では、家族葬を選択した方が５割を超えています。（表４参照）

市営斎場における１組当たりの待合室の利用者数の推移からも、葬儀の小規模化の傾向は続くことが見込まれることから、このようなニーズにどのように対応していくのかが課題となっています。

※　葬儀アンケート

葬儀に関する関心、葬儀を行う場合の希望、葬儀経験の有無と葬儀で利用した施設等を調査するため、本市在住の２０歳以上の男女個人３，０００人を対象に平成２４年１２月に行ったもの

【表３】葬儀アンケート結果　　家族葬への関心の有無

区分	回答数	回答分布
かなり関心がある	674	43.9%
少し関心がある	625	40.7%
あまり関心がない	147	9.5%
まったく関心がない	51	3.3%
未回答	40	2.6%
総計	1,537	100.0%

【表４】葬儀アンケート結果　　家族の葬儀形式の希望

区分	回答数	回答分布
従来型	384	25.0%
家族葬	836	54.4%
一日葬	114	7.4%
火葬式	102	6.6%
希望なし	64	4.2%
その他・未回答	37	2.4%
総計	1,537	100.0%

◆　葬儀施設は、５０％が民間式場を選択。理由は、親族や参列者の利便性

葬儀アンケートでは、実際に葬儀を行った場所についても尋ねており（表５参照）、傾向としては、民間の斎場（式場）の利用が最も多く５割となっている一方、自宅の割合が少ないことが現れています。

また、民間の斎場（式場）を選んだ理由については、親類縁者や参列者の利便性、故人・家族の希望の割合が高くなっています。（表６参照）

【表５】葬儀アンケート結果　　葬儀を行った場所

区分	回答数	回答分布
相模原市営斎場（式場）	72	20.0%
相模原市営斎場以外の公営斎場（式場）	48	13.3%
民間の斎場（式場）	180	50.0%
宗教施設（寺院・教会など）	17	4.7%
自治会館などの地域施設	1	0.3%
自　宅	19	5.3%
その他	21	5.8%
未回答	2	0.6%
総計	360	100.0%

【表６】葬儀アンケート結果　　民間の斎場（式場）を選んだ理由（複数回答）

区分	回答数	回答分布
故人にとってふさわしい場所	27	15.0%
故人・家族の希望	41	22.8%
知人の評判が良かったから	23	12.8%
宗教施設とのつながり	3	1.7%
親類縁者が集まりやすいから	41	22.8%
参列者が便利だから	43	23.9%
他の施設が空いてなかった	12	6.7%
料金が安価	9	5.0%
その他	59	32.7%
回答者数	180	—

◆　市営斎場を選んだ理由は、公営施設で安心

また、市営斎場で葬儀を行った割合は２割となっており（表７参照）、市営斎場を選んだ理由として、公営施設で安心であるという回答の割合が高くなっています。（表８参照）

【表７】葬儀アンケート結果　　葬儀を行った場所（再掲）

区分	回答数	回答分布
相模原市営斎場（式場）	72	20.0%
相模原市営斎場以外の公営斎場（式場）	48	13.3%
民間の斎場（式場）	180	50.0%
宗教施設（寺院・教会など）	17	4.7%
自治会館などの地域施設	1	0.3%
自　宅	19	5.3%
その他	21	5.8%
未回答	2	0.6%
総計	360	100.0%

【表８】葬儀アンケート結果　　市営斎場（式場）を選んだ理由（複数回答）

区分	回答数	回答分布
故人にとってふさわしい場所	11	15.5%
故人・家族の希望	15	21.1%
公営施設で安心	48	67.6%
知人の評判が良かったから	7	9.9%
宗教施設とのつながり	0	0.0%
親類縁者が集まりやすいから	9	12.7%
参列者が便利だから	8	11.3%
他の施設が空いてなかった	2	2.8%
料金が安価	22	31.0%
その他	7	9.9%
回答者数	71	—

Ⅱ　本市の火葬及び市営斎場の課題

前章にまとめた本市の現状と、それらを基に検討が行われた「相模原市新たな火葬場のあり方等検討委員会」の提言（以下「提言」という。）から、本市の火葬場のあり方における課題を整理すると、次のとおりとなります。

１　市営斎場の機能拡充

市営斎場では、同時に稼働できる火葬炉の数を増やすことにより、１日当たりの火葬枠の拡大が図れる※ことから、提言では、「『待合室数の増加による火葬炉の稼働率の向上』について、早急に対応する。」ことが示されています。

このため、平成２５年度に待合室の分割工事を行い、７室から１０室に増室したことで、１日当たりの火葬枠を１９件から２２件に拡大することが可能となりました。

また、この拡大した火葬枠は、利用希望が多い正午前後の時間帯に充てており、年間を通じて、最も混雑する１月の午前１１時からの時間帯で比較すると、予約から火葬までの日数が、平成２５年は平均５日であったものが、平成２６年には平均３．７日になり、短縮化が図られています。

２　新たな火葬場の整備

提言では、「平成３９年以降は、火葬需要が火葬枠を上回ることなどから、将来にわたって安定的な火葬業務を提供するためには、新たな火葬場の整備が必要であるとの結論に至った。」ことが示されています。

新たな火葬場の整備は、本市としても大きな取組となりますが、将来にわたって、火葬業務を安定的に行っていくために、また、次のとおり、現在の市営斎場の大規模改修や、災害に十分に備えていくためにも、新たな火葬場の整備に取り組む必要があります。

（１）現在の市営斎場の大規模改修への対応

提言では、新たな火葬場の整備に当たっては、「市営斎場の大規模改修の時期なども考慮し、効率的な対応を図ることが望まれる。」ことが示されています。

現在の市営斎場は、平成４年に供用開始しており、築３５年を経過する平成３９年前後には大規模改修が必要になりますが、新たな火葬場の整備が先行できれば、現在の市営斎場の機能を補完することが可能となります。

※　市営斎場は、これまで、１つの時間帯当たり最大３件の火葬利用を想定して火葬炉を稼動するとともに、この件数に対応できるよう７室の待合室を設置していました。

しかしながら、現在の火葬炉数では、１つの時間帯当たり最大４件の火葬が可能であることから、これに見合う待合室を増やすことで、１日当たりの火葬枠の拡大を図ることができます。

（２）災害時の対応

大規模災害等において、火葬場の機能に支障が生じた場合、社会活動に重大な影響を及ぼすことが考えられますが、複数の火葬場があれば、こうした災害時のリスクを分散することが可能となります。

３　新たな火葬場整備に当たっての主な課題

提言では、新たな火葬場の整備に当たっては、その位置や機能について、次のような課題が示されています。

（１）位置

葬儀アンケートの結果では、市営斎場までの車利用による移動時間について、１時間以内を希望する割合が約９６％を占めていたことから、提言では、新たな火葬場の位置は、「市内に住んでいる方が新たな火葬場もしくは市営斎場のどちらかに概ね１時間で到達できる距離であることが求められていることから、津久井地域での立地が望ましい。」との考え方が示されています。

また、「火葬場の整備場所の選定に係る公募や整備手法への提案の手法を導入するなど、市民とともに考える仕組みの検討も必要である。」ことが示されています。

（２）施設機能

ア　火葬能力

提言では、火葬炉の具体的な数は示されていませんが、「平成５４年のピーク時における火葬件数は、平成２３年度の２倍にあたる９，０３６件に達する見込みであることから、これらの推計を踏まえつつ、将来の安定的な火葬業務提供を担保する規模とすべきである。」との考え方が示されています。

イ　式場

葬儀アンケートの結果では、式場利用の半数は「民間の斎場（式場）」となっており、その理由として半数近い方が「利便性」を挙げています。こうした状況を踏まえ、提言では、「新しい火葬場には、利便性という観点での式場併設の必要性は低いものと考えられるが、立地場所周辺の民間式場の状況とともに、福祉的な視点での対応も考慮する必要がある。」とされています。

ウ　火葬や葬儀の変化への対応

本市の葬儀アンケートでも、家族構成や地域、職場との関係性の変化などから、葬儀形態の多様化や小規模化の傾向がうかがえます。提言では、特に待合室や炉前ホールなどの検討において「家族葬や火葬の小規模化を十分考慮した対応が必要である。」とされています。

あわせて、「最近の葬儀は、従来の枠にとらわれない新しい形もみられることから、葬儀を取り巻く状況の変化を踏まえた検討が望まれる。」ことも示されています。

エ　周辺との調和

相模原市新たな火葬場のあり方等検討委員会では、「火葬場は、誰もが人生の最後に利用する施設でありながら、日常においては敬遠されやすく、このため閉鎖的な環境に置かれることが多い。」ことが議論されました。

また、「火葬場は故人とのお別れを行うかけがえのない時を過ごす施設であり、新たな火葬場の整備にあたっては、これまでのいわゆる迷惑施設から脱却し、地域と共存し、市民に見守られ、親しまれていくような火葬場の地位を確立する必要がある。」ことも示されています。

（３）事業手法等

提言では、「新たな火葬場の整備には、多額の事業費が必要となることから、次世代への負担なども十分に考慮した対応が必要であり、事業費の精査を行うとともに、ＰＦＩなど、様々な整備手法について検討を行うべきである。」との考え方が示されています。

また、市民の火葬炉使用料についても、「受益者負担を検討すべき」であるが、「単なるコストに応じた有料化の議論には馴染まないとの意見もあり、有料化について、今後一層市民の議論を深める必要がある。」とされています。

Ⅲ　新たな火葬場の整備の基本的な考え方

前章では、提言に基づき、新たな火葬場の整備に当たっての課題の整理を行いました。

提言を踏まえると、新たな火葬場については、整備の段階から市民協働の視点で取り組むこと、火葬場の事業運営に当たっては、民間の力を生かしていくことが重要となります。

本章では、それぞれの課題について、提言の内容を踏まえながら、他市の事例や、火葬場の整備・運営に係る標準的な仕様等を提供している特定非営利活動法人日本環境斎苑協会の指標を基に、基本的な考え方をまとめるとともに、施設規模等の目安となる数値を試算しました。

１　位置

（１）新たな火葬場の整備位置

提言を踏まえ、市内に住んでいる方が、新たな火葬場もしくは市営斎場のどちらかにおおむね１時間以内で行くことができる津久井地域での整備を検討することを基本とし、旧市域からの利用も勘案することとします。

（２）候補地選定の条件

火葬場の候補地選定に当たっては、関係法令は元より、次のとおり、考慮すべき諸条件があります。

〔自然環境条件〕

土地（地形、地質、地盤、地勢等の条件）

周辺環境（風向き等の影響、景観上の調和）

例えば、火葬場の建設に支障のないよう、平坦地が確保できることや、地盤が安定していること等

〔社会的条件〕

関係法令（土地利用関係法令等による規制等）

周辺の土地利用

例えば、市の条例に基づき、３００ｍ以内に学校や病院がないこと等

〔その他の条件〕

道路交通環境（周辺の道路・交通条件、幹線道路からのアクセス性）

インフラ整備状況（上下水道、ガス等）

地域性（市街地からの距離等）

例えば、車での利用がしやすいよう、周辺の道路が整備され、幹線道路からのアクセスが容易であること等

このうち、火葬場の整備に係る主な関係法令等は次のとおりです。

ア　都市計画法（都市計画決定）その他関係法令

火葬場（斎場）を都市計画区域内で建設する場合は、都市計画法に定められた都市計画決定の手続により、位置を決定する必要があり、その過程においては、説明会や公聴会を開催するなど、住民の意見を反映する機会が設けられています。（図９参照）

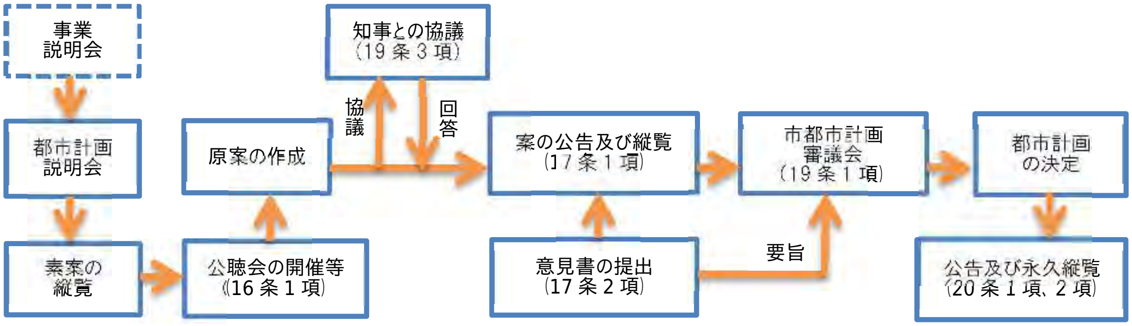

【図９】　都市計画決定の流れ

加えて、計画地の法指定条件により、農地法や森林法、河川法、文化財保護法などに基づく事前協議、調査等が必要になります。

イ　相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例

火葬場の敷地条件が規定されており、学校、病院、人家等との距離が３００ｍ以上あること、飲用水に支障を及ぼさないことなどが定められています。

ウ　その他

候補地の選定に当たっては、風致地区内、景勝地内又は優良な住宅地（住居専用地域）は避けることが望ましいとされています。（新・都市計画マニュアルⅡ　編著 (社) 日本都市計画学会）

このほか、位置を定める過程では、今後制定予定の本市条例に準じて、環境影響評価を行うことが求められるほか、庁内の手続としては、大規模事業評価や、公共施設の整備に関する関係機関との協議などを経る必要があります。

（３）選定方法

候補地の選定については、行政が一定の要件の下、複数の候補地を選定して絞っていく従来型の選定方法もありますが、市民協働の視点からは、候補地自体を市民から提案していただき、また、複数の候補地から一箇所を選定する段階においても、市民の参加を得て行う方法も考えられます。

将来にわたって、火葬場という施設が安定して運営できる環境を整える意味でも、候補地の選定段階から地域住民や地権者と共に取り組む意義は大きいと考えられます。

このような市民参加の事例としては、広島県三次市が、平成１７年に火葬場候補地を選定する際に、公募方式を導入しています。（図１０参照）

地域住民や地権者の同意の問題など、課題もありますが、本市においても候補地を選ぶ段階から、市民協働による手法を用いることも含め、検討を進めます。

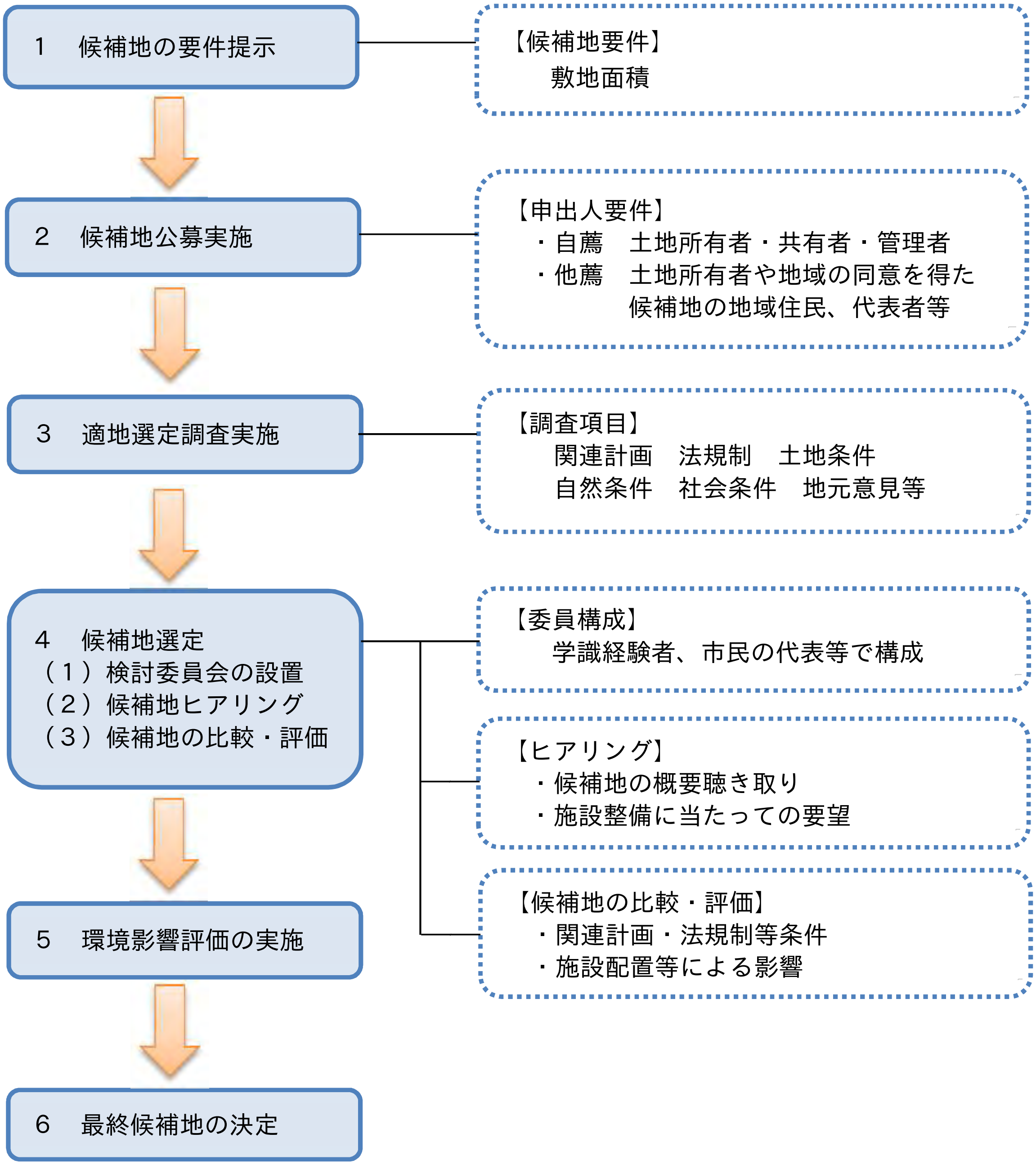

【図１０】　三次市における火葬場候補地公募の流れ

２　施設の機能・規模

火葬場は、一般的に、火葬部門、式場部門、管理部門などから構成されており、それぞれの部門における機能の構成は、おおむね次のとおりです。（図１１参照）

【図１１】　一般的な火葬場の構成

前章でまとめた課題を踏まえ、今後の検討を進める上での目安として、必要となる施設規模等を試算した結果は、次のとおりです。（表９参照）

【表９】施設規模の試算

項　　目	試算規模	機　　能	（参考）市営斎場
火葬部門	約３，４００㎡	火葬炉１０基、告別室４室、 待合室１０室、収骨室４室等	火葬炉１０基 約２，１９０㎡
式場部門	約１，０００㎡	式場、式場控室、ロビー、霊安室等	約　　６４０㎡
管理部門	約１，９００㎡	関係者控室、作業室、事務室、通路等	約１，３９４㎡
合　　計	約６，３００㎡	－	約４，２２４㎡

※建物面積　　　平屋建の場合　　約６，３００㎡
　　　　　　　　総２階建の場合　約３，２００㎡

また、必要となる敷地面積について試算した結果は、次のとおりです。（表１０参照）

【表１０】敷地規模の試算

項　　目	試算規模	（参考）市営斎場
建物面積	約３，２００㎡～約６，３００㎡	約２，９４２㎡
駐 車 場	約５，０００㎡	約２，７７８㎡
構内道路	約５，０００㎡	約１６，８９７㎡
環境緑地	約１９，８００㎡～約２４，５００㎡	
敷地面積	約３３，０００㎡～約４０，８００㎡	約２２，６１７㎡

なお、これらの面積は、あくまで目安として算出したものですので、実際の面積を算出する際には、基本計画や設計段階で更に精査を行うことが必要となります。

各項目の試算の詳細については、次のとおりです。

（１）火葬部門

ア　火葬炉

　火葬炉は、それ自体が炉室と前室で構成されており、また、多くの斎場で、火葬炉の前に、ご遺体を炉内にお見送りするための炉前ホールが設けられています。

　火葬炉に関連する告別室、待合室、収骨室の数は、いずれも火葬炉の数に密接に関係します。

　推計に基づき、平成５４年のピーク時における火葬件数９，０３６件から、火葬炉の規模（火葬炉数）を算出します。

○　ピーク時（平成５４年）の１日の平均火葬件数（Ａ）を算出

１日の平均火葬件数（Ａ）　＝年間の火葬件数　÷　稼働日数※

＝９，０３６件　÷　３００日

＝３０．１２件／日

○　１日の最大火葬件数（Ｂ）を算出

　火葬件数が多い１月や友引明けなどにも対応可能な施設設計を行うため、１日の最大火葬件数を推計します。

１日の最大火葬件数（Ｂ）＝１日の平均火葬件数（Ａ）×　火葬集中係数※

＝３０．１２件　×　１．６

≒４８件／日

※　友引日を除いた年間の概算稼働日数
【参考】平成２５年度の火葬炉稼動日数　３４８日
３６５日－休場日５日（１／１～３＋年２日）－火葬炉休業日１２日（毎月第２友引日）
平成２５年度の友引日を除く火葬炉稼動日数　３０３日
３６５日－休場日５日（１／１～３＋年２日）－友引日５７日

※　火葬集中係数は、次のように算出した。
　市営斎場における平成２５年度１年間の火葬件数は４，８０６件であったことから、年間の１日当たり平均火葬件数は

４，８０６件÷３００日＝１６．０２件　となる。

　年間を通じて最も火葬件数の多い１月の火葬件数は４７０件で、うち火葬までの待ち日数が４日以上であった件数が１４６件となっている。

　この件数を潜在的な火葬需要とすると、潜在需要を含めた１月の火葬件数は

４７０件＋１４６件＝６１６件

　１月の火葬炉稼働日数が２４日であることから、月平均の１日の火葬件数は

６１６件÷２４日≒２５．６７件

　火葬集中係数は

２５．６７件÷１６．０２件≒１．６　となる。

○　市内全体で必要な火葬炉数（Ｃ）を算出

現在の市営斎場では、１０基の火葬炉で１日最大２３．５件の火葬が可能であることから、火葬炉１基当たりの１日の運用数は、２．３５となります。

新たな火葬場を現在の市営斎場と同様の火葬枠とする場合の、市内全体で必要となる火葬炉基数を算出します。

市内全体で必要な火葬炉数（Ｃ）＝１日の最大火葬件数（Ｂ）÷ 火葬炉運用数
＝４８件 ÷ ２．３５
≒２０基

○　新たな火葬場の必要炉数（Ｄ）を算出

市内全体で必要な火葬炉数から、新たな火葬場における必要炉数を算出します。

新たな火葬場の必要炉数（Ｄ）＝市内全体で必要な火葬炉数（Ｃ）－ 現在の市営斎場の炉数
＝２０基 － １０基
＝１０基

イ　告別室

告別室は、ご遺体を火葬する前に、最後のお別れを行うスペースで、複数のご葬家が利用するホール型や個別室とする分離型などがあります。

最近の傾向としては、ご遺族の心情に配慮し、他のご葬家と接することがなく、心ゆくまでお別れができる分離型が主流となっています。

また、告別室は、同一時間帯の火葬件数と同数の利用を想定する必要がありますが、市営斎場の現状を見ると、お昼前後の時間帯の利用希望が多いことから、この時間帯を中心に１０基の炉のうち、４基から５基を同時に運用することが求められます。

本構想では、現在の市営斎場と同様に、４基を同時に運用することを想定し、告別室の数も４室を目安とします。

ウ　待合室

待合室は、火葬の間、お集まりになった方々がお待ちになるスペースで、食事をされることも多い空間であり、最近は授乳室やキッズルームなど、お子様連れのお客様への配慮も工夫されています。

また、待合室の数は、同時に運用できる火葬炉の数と同数を確保する必要があるほか、前後の火葬がご葬家の都合等で前後することを想定し、予備の部屋を備えておく必要があります。

本構想では、火葬炉４基を同時に運用することを想定しますが、一時的には８基が同時に運用されることから、先行する火葬炉４基に対応する待合室４室、後続の火葬炉４基に対応する待合室４室に、それぞれ予備室各１室を加えた１０室を目安とします。

エ　収骨室

収骨室は、告別室と同様に、同一時間帯の火葬件数と同数の利用を想定する必要があることから、４室が必要となります。

収骨室に関係するものとして、ご遺族に火葬後のご遺体を確認していただくスペースや収骨室前にお骨を整える作業を行うスペースなどについても配慮が必要となります。

（２）式場部門

ア　式場

提言では、「新しい火葬場には、利便性という観点での式場併設の必要性は低いものと考えられるが、立地場所周辺の民間式場の状況とともに、福祉的な視点での対応も考慮する必要がある。」とされています。

整備位置については、津久井地域を基本としたことから、津久井地域と旧市域の式場の設置状況を確認しました。（表１１参照）

平成２６年２月時点で、旧市域には、葬祭事業者が８社あり、市営斎場を含めて３６式場・２，８４０席となっているのに対し、津久井地域は１社で、１式場・１００席となっており、１席当たりの人口も津久井地域が旧市域の約３倍を抱えている状況となっています。

こうした状況から試算すると、津久井地域内に新たに必要となる式場については２００席程度の規模となりますが、式場の設置に当たっては、葬儀の小規模化などに対応し、弾力的な利用ができるよう、構造や運用について検討していく必要があります。

【表１１】津久井地域と旧市域の式場設置状況　（平成２６年２月現在）

地　区	葬祭業者	式場数	席数	席数合計	人口	人口／席数
津久井地域	Ａ社	1	100	100	68,913	689.1
旧市域	（市営斎場）	2	170	2,840	652,192	229.6
	Ｂ社	3	160			
	Ｃ社	3	320			
	Ｄ社	10	870			
	Ｅ社	3	120			
	Ｆ社	2	200			
	Ｇ社	3	310			
	Ｈ社	4	220			
	Ｉ社	6	470			

【表１２】周辺公営火葬場における式場の設置状況

設置者		施設名称	式場数
神奈川県	横浜市	横浜市久保山斎場	–
		横浜市北部斎場	4
		横浜市戸塚斎場	2
		横浜市南部斎場	2
	川崎市	かわさき北部斎苑	2
		かわさき南部斎苑	4
	厚木市	厚木市斎場	2
	平塚市	平塚市聖苑	–
	小田原市	小田原市斎場	–
	三浦市	三浦市火葬場	–
	秦野市伊勢原市 環境衛生組合	秦野斎場	–
	横須賀市	横須賀市立中央斎場	–
	愛川町	愛川町営斎場愛川聖苑	2
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市斎場	2
	広域大和斎場組合	大和斎場	4
東京都	八王子市	八王子市斎場	2
	南多摩斎場組合	南多摩斎場	3
山梨県	上野原市	上野原市葬斎場	–

網掛け部分は本市周辺の斎場

イ　式場控室

式場控室は、ご葬家の休憩や着替え、食事など、多目的な用途で利用されるスペースであり、通夜式には会葬者を食事でもてなす、いわゆる「通夜ぶるまい」の会場としても利用されます。

最近は、ご葬家がお使いになるスペースと通夜ぶるまいのスペースは分離する斎場もあるほか、ご葬家が快適に過ごせるようシャワー室を併設している場合もあります。

ウ　ロビー

式場に入る前のロビーは、一般的には葬儀の開始までの間、お待ちいただく場所となりますが、現在は、受付や焼香のための会葬者の列などで、空間が占有されることも多く、一定の規模が必要となっています。

また、会葬者が焼香の前後で交錯したり、隣接する式場の会葬者と接することのないよう、動線についても、あらかじめ検討する必要があります。

エ　霊安室

お亡くなりになってから通夜式や告別式までの間など、ご遺体を安置しておくスペースであり、適切に保管するために保冷庫の機能を備える必要があります。身寄りのないご遺体を火葬まで保管する場合にも必要となります。

現在の市営斎場の霊安室には保冷庫が４基ありますが、新たな火葬場についても式場利用者用として２基、一般利用として２基の合計４基を整備の目安とします。

（３）管理部門

ア　駐車場

現在の市営斎場の同時駐車可能台数は１４０台となっていますが、平成２４年度の通夜時間帯における平均駐車台数は７４台、最大２９５台でした。

津久井地域の立地を考慮すると、現在の市営斎場よりも車での利用が増加することが想定されます。

現在、津久井地域には民間の式場が１施設（１００席）ありますが、この施設の駐車可能台数は１００台となっています。

現在の市営斎場における駐車場の利用状況や、津久井地域の地域性を勘案した場合、一定規模（１５０台～２５０台程度）の駐車場の整備が必要と考えられます。

さらに、この台数に、ご葬家用、宗教者用、葬祭等事業者用、大型車用等の駐車スペースについて配慮が必要となります。

イ　関係者控室

最近の傾向としては、設計段階から、利用者の動線と施設管理従事者の動線が交錯しないような配慮が行われています。葬祭事業者が待合室等での食事の準備を行う配膳スペースを設けている例もあるほか、従業者の控室も十分なスペースが必要です。

また、宗教者の控室も、着替え等ができるよう、ご葬家とは分離して用意されている斎場が多くなりました。

これらの関係者の控室を適切に設置することは、従業者の作業環境の向上につながり、結果的には葬儀を依頼したご葬家へのサービス向上が図られることになります。

ウ　作業室

従来に比べ、現在、新たに整備されている火葬場では、特に火葬炉裏の作業室の環境が格段に良くなりました。これは、火葬炉の性能そのものが向上したこともありますが、火葬炉１基ごとを個室化し、燃焼に伴う熱や音を遮断するなど、従業者が働きやすい環境への配慮が行われています。

火葬後の残灰の処理や保管についても、専用の設備等を設け、従業者や周辺環境へ配慮する必要があります。

エ　事務室

従業者への指示や利用者への対応窓口となる事務室は、利用者や従業者の動線や管理運営に適当な位置に配慮することなどが必要となります。

また、指定管理者制度やＰＦＩ※などの手法を導入した場合には、運営に携わる法人

が、共同企業体やＳＰＣ※となる場合も想定されることから、複数の葬祭等事業者間の連携を図るため、会議室も必要となります。

会議室は、周辺地域との連携やコミュニケーションを図るためにも必要であり、今後の検討に当たっては、地域利用なども想定する必要があります。

また、会葬者の高齢化が進む中、具合が悪くなり、救急搬送を要請することも増えていることから、救護室を設けるなど、１次的な対応を行うことについても、今後は検討が必要です。

（４）その他機能

火葬部門や式場部門、管理部門など、火葬場の基本的な機能に加え、効率的な施設運営や市民ニーズを捉えたサービス向上を図っていくためには、様々な視点からの考慮が必要となります。

ア　ペット火葬炉

現在の市営斎場には、ペットを火葬する施設・設備は設置していませんが、ペットも大切な家族の一員であるという意識が高まりつつあり、今後は、設置を検討する必要があります。

ペット火葬炉を設けている火葬場では、受付の場所、火葬炉の位置を人の動線と交錯しないように工夫しています。

イ　災害対応

平成２３年３月１１日の東日本大震災では、地震や津波の影響で、施設が損傷したほか、停電や燃料供給が途絶えたために、火葬ができない事態も生じました。

こうしたことから、地震に対する備えや停電等への対応についても検討が必要となります。

※　ＰＦＩ

Private Finance Initiative の略。民間の資金及び経営能力・技術力を活用して公共施設等の社会資本を整備・運営し、公共サービスを提供する手法。

※　ＳＰＣ

Special Purpose Company の略。特別目的会社。ＰＦＩ事業のためだけに、複数の企業が連合を組んで設立する法人。

ウ　バリアフリーの対応

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の趣旨を踏まえ、障害者や高齢者等、誰もが安心して利用できるよう、段差の解消、利用しやすい手すりやトイレなどの設置について、検討が必要です。

エ　葬送文化の変化への対応

新たな火葬場の整備に当たっては、家族構成や地域との関係性の変化のほか、火葬や葬儀の小規模化に対する意識の変化などを考慮する必要があります。

また、提言に示されたとおり、今後の火葬場は、「これまでのいわゆる迷惑施設から脱却し、地域と共存し、市民に見守られ、親しまれていくような火葬場の地位を確立する」視点から取り組む必要があることから、新たな火葬場の整備に当たっては、整備場所の歴史や自然、景観等を考慮する必要があり、また、地域に開かれた施設のあり方についても検討が必要となります。

（５）床面積［概算面積］

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」※に基づき、おおむねの各部門の床面積を試算すると次のとおりとなります。（表１３、表１４参照）

各部門にこれまで整理した機能に加えて、ロビーや廊下などの共有スペース、作業室や機械室などの業務スペースを加えて算出しています。

なお、この面積は、あくまで目安として算出したもので、想定される各室の面積を単純に合計したものです。実際には、基本計画や設計段階で更に精査が必要です。

【表１３】施設規模の試算（再掲）

項　　目	試算規模	機　　能	（参考）市営斎場
火葬部門	約３，４００㎡	火葬炉１０基、告別室４室、 待合室１０室、収骨室４室等	火葬炉１０基 約２，１９０㎡
式場部門	約１，０００㎡	式場、式場控室、ロビー、霊安室等	約　　６４０㎡
管理部門	約１，９００㎡	関係者控室、作業室、事務室、通路等	約１，３９４㎡
合　　計	約６，３００㎡	－	約４，２２４㎡

※建物面積　　　平屋建の場合　　約６，３００㎡

総２階建の場合　約３，２００㎡

※　「火葬場の建設・維持管理マニュアル」（特定非営利活動法人　日本環境斎苑協会）

【表１４】　各部門の概算面積

部門	室名等	間口(ｍ)	奥行(ｍ)	面積(㎡)	室数	概算面積(㎡)
火葬部門	ホール（エントランス・炉前）	60	5	300	2	600
	告別室	6	7	42	4	168
	収骨室	6	7	42	4	168
	待合ホール	36	15	540	1	540
	待合室	9	6	54	10	540
	トイレ	-	-	-	4	132
	給湯室	4	3	12	1	12
	喫茶・売店コーナー	5	4	20	2	40
	制御室	6	5	30	1	30
	残灰・飛灰処理室	10.6	5	53	1	53
	機械室（発電機・電気室等）	10.6	5	53	1	53
	炉機械室	-	-	-	2	1,053
	小計	-	-	-	-	3,389
式場部門	ロビー	21.5	10	215	2	430
	式場1	9	17.5	157.5	1	158
	式場2	9	11.5	103.5	1	104
	遺族控室	4.5	8.5	38.25	2	77
	僧侶控室	4.5	3.1	13.95	2	28
	霊安室	6	7	42	1	42
	トイレ	-	-	-	2	95
	更衣室	4.5	3.1	13.95	2	28
	小計	-	-	-	-	962
管理部門	事務室	10.5	6	63	1	63
	休憩室	6	5	30	2	60
	控室	4	4	16	2	32
	業者控室	4.5	6	27	3	81
	空調機械室等	-	-	-	4	255
	倉庫・台車庫	-	-	-	7	364
	その他（通路・階段等）	-	-	-	6	1,007
	小計	-	-	-	-	1,862
建物面積	合計	-	-	-	-	6,213

（６）敷地面積［概算面積］

敷地面積については、建物の面積に駐車場、構内道路、環境緑地を加えて算出します。

駐車場は２００台、構内道路は、一般車路のロータリー、業者用の火葬炉棟周辺サービス道路、敷地内歩道等を想定します。

また、環境緑地は、周辺との緩衝帯として、現在の市営斎場と同様の敷地の約６０％を想定し、新たな火葬場における敷地の概算面積は、次のとおりとなります。（表１５参照）

なお、この面積は、あくまで目安として算出したもので、敷地の形状や整備の内容で増減するため、実際には、基本計画や設計段階で更に精査が必要です。

【表１５】敷地規模の試算（再掲）

項　　目	試算規模	（参考）市営斎場
建物面積	約３，２００㎡～約６，３００㎡	約２，９４２㎡
駐 車 場	約５，０００㎡	約２，７７８㎡
構内道路	約５，０００㎡	約１６，８９７㎡
環境緑地	約１９，８００㎡～約２４，５００㎡	
敷地面積	約３３，０００㎡～約４０，８００㎡	約２２，６１７㎡

【表１６】他都市火葬場の敷地面積※

斎場名	敷地面積	式場数	火葬炉数 (予備炉含)	供用開始
宇都宮市斎場（栃木県宇都宮市）	96,500 ㎡	2	16	平成20年
厚木市斎場（神奈川県厚木市）	86,600 ㎡	2	6	平成24年
さいたま市大宮聖苑（埼玉県さいたま市）	45,081 ㎡	0	10	平成16年
千葉市斎場（千葉県千葉市）	39,715 ㎡	4	16	平成17年
臨海斎場（東京都大田区）	22,497 ㎡	4	10	平成16年

新たな火葬場の整備に当たり、これまでの火葬場の閉鎖的なイメージを払拭し、地域に親しまれるための空間や仕組みなどを検討する必要があります。

他都市では、火葬場の施設周辺を散策路としたり、施設の一部を展示スペースとして市民に開放するなどの事例があります。

※　関東圏内で平成１２年以降に整備された斎場を対象に調査
宇都宮市斎場や厚木市斎場では、敷地に占める進入路や緩衝緑地の面積が大きくなっている。

3　事業手法等

提言では、新たな火葬場の建設に当たって、次世代への負担なども考慮し、事業費の精査とＰＦＩなどの事業手法について検討を行うべきであることが示されています。

このため、今後、従来の一般的な公共事業による整備のほか、民間の資金やノウハウ等を活用したＰＦＩ方式など、新たな整備手法についても検討を進める必要があります。

ここでは、その選択肢の１つとなるＰＦＩ手法の概要を掲載します。

（１）ＰＦＩの事業形態

ＰＦＩ（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、民間主導で公共施設等の設計、建設、運営及び維持管理を行うことにより、民間の資金やノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るものです。

ＰＦＩの事業形態は、事業収入構造の相違によって、次の３つの形態に整理されますが、斎場は経営努力で利用や収益が増える施設ではないことから、一般的にサービス購入型の事業形態が採用されています。（表１７参照）

【表１７】　ＰＦＩの事業形態

〈分　類〉	〈内　　容〉		〈イメージ図〉
独立採算型	公共の事業許可に基づき、民間の採算が取れる分野で、民間が建設して事業を運営する形態。 投資の回収は、利用者からの料金収入による。		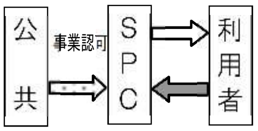
	事例	港湾コンテナターミナル施設、駐車場	
ジョイント・ベンチャー型	公共と民間の事業ニーズが合致し、公共と民間の両方の資金を用いて施設の設計、建設、維持及び管理を行う形態。 公共が単独で行うよりも事業費が削減できる。		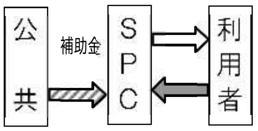
	事例	宿泊施設、余熱利用施設	
サービス購入型	民間が施設を建設して事業を運営する形態。 投資の回収は、公共からのサービス対価支払による。 利用料金は、公共の収入となる。		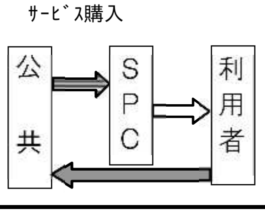
	事例	大学、衛生研究所、美術館、浄水場発電施設、ごみ処理事業、斎場、学校、庁舎	

ＳＰＣ（スペシャル・パーパス・カンパニー）
＝特別目的会社
ＰＦＩ事業を行う目的で設立される会社

⇨：サービス提供
⇦：料金支払

【表１８】　火葬場におけるＰＦＩ等の採用事例

事業主体	施設名	事業形態	事業方式	供用開始
越谷市	越谷市斎場	サービス購入型	ＢＴＯ	平成17年7月23日
札幌市	山口斎場	サービス購入型	ＢＯＴ	平成18年4月1日
呉市	呉市斎場	サービス購入型	ＢＴＯ	平成18年4月1日
豊川市	豊川市斎場会館 永遠の森	サービス購入型	ＢＯＴ	平成18年4月1日
宇都宮市	宇都宮市 悠久の丘	サービス購入型	ＢＴＯ	平成21年3月15日
紫波町	紫波斎苑 かたくりの丘	サービス購入型	ＢＴＯ	平成21年4月1日
一宮市	一宮市 一宮斎場	サービス購入型	ＢＴＯ	平成23年4月1日
泉佐野市	泉佐野市 市営斎場	サービス購入型	ＢＴＯ	平成24年4月1日
盛岡市	盛岡市斎場 やすらぎの丘	サービス購入型	ＤＢＯ	平成24年12月1日

※　事業方式については、３６ページの資料５を参照

（２）相談機能

提言では、「火葬や葬儀という非日常的なことへの不安を解消し、安心して人生の終焉を迎えることができるよう、市の広報紙、ホームページ及びまちかど講座などを通じた、葬儀についての積極的な情報発信への対応が必要である。」ことや「市役所内での協働、すなわち事前の相談窓口、死亡届の窓口、斎場の受付窓口、及び福祉の窓口の横断的な連携による総合的な支援体制の構築も課題である。」とされています。

今後、新たな火葬場の整備を進める際には、火葬場だけでなく、本市の様々な窓口や情報提供手法の連携を図りながら、相談体制を構築していく取組が必要です。

（３）受益者負担

提言では、「使用料、手数料などを取り巻く今日的な議論に照らすと、市営斎場の使用料も受益者負担を検討すべきと考える。しかしながら、希望すれば市民の誰もが等しく選択できる施設であり、単なるコストに応じた有料化の議論には馴染まないとの意見もあり、有料化について、今後一層市民の議論を深める必要がある。」とされています。

今後、新たな火葬場の整備を進めるに当たっては、市民の意見や他施設の料金設定とのバランスなどに配慮しつつ、受益者負担についても検討していくこととします。

Ⅳ　事業スケジュール

新たな火葬場の整備については、他市の例でも１０年を超える事業期間となっています。

本市においても、図１２のとおり、現段階では全体で平成２６年度から１０年間の事業期間を想定していますが、環境への影響について複数年にわたる調査が必要であり、また、候補地の選定や取得、周辺との調整の状況によっても、この期間が前後することが想定されます。

今後の基本計画の策定に当たっては、施設の位置や規模、事業手法など、基本構想の内容について、より詳細な検討を行っていくものとします。

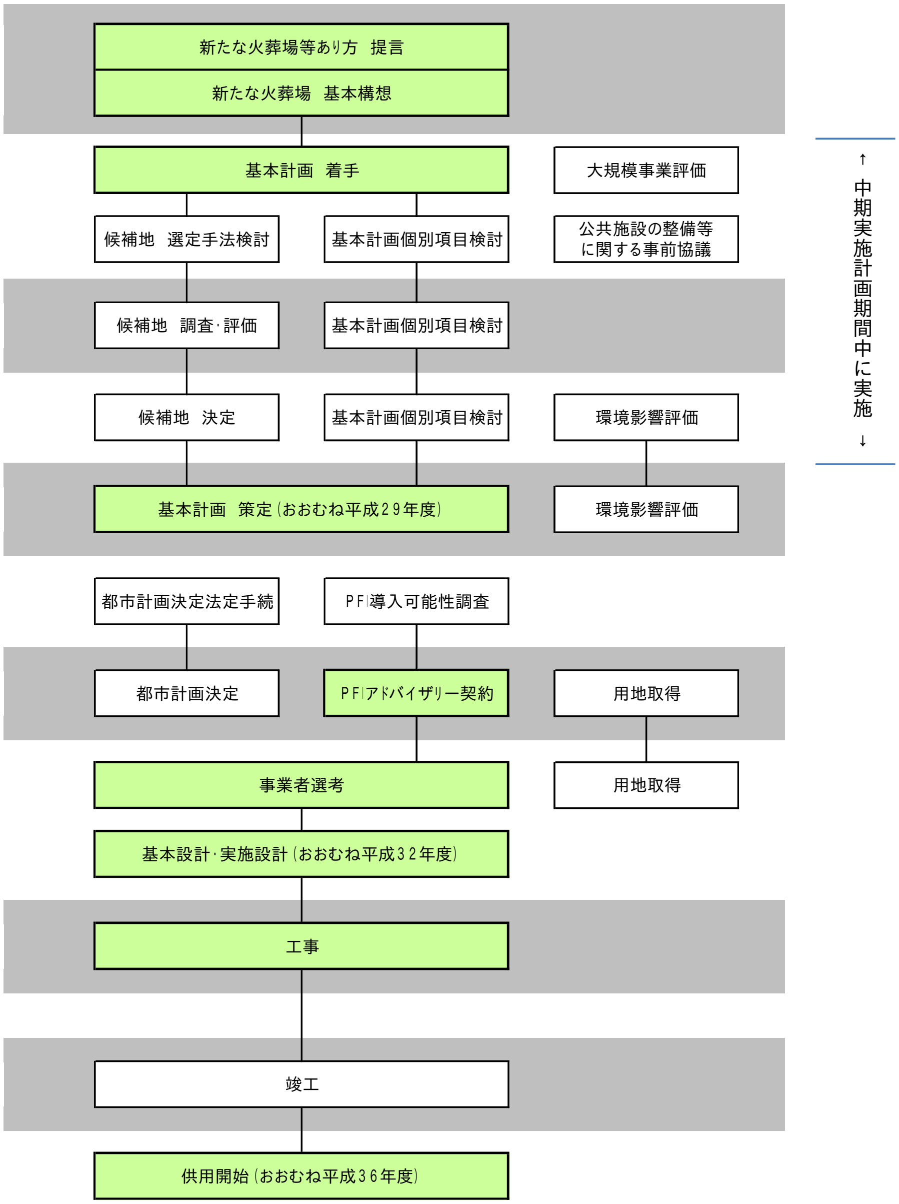

【図１２】　事業の主な取組項目（ＰＦＩ事業を想定した場合）

Ⅴ　周辺の火葬場の利用

周辺の火葬場を利用した場合の火葬費助成については、市外の火葬施設をやむを得ず利用した場合の判断が難しく、対象とすべき施設や対象者の範囲などが課題となります。

津久井地域における市外火葬場の利用状況からは、特に相模湖地区や藤野地区からの市外施設の利用割合が多くなっています。（図１３参照）

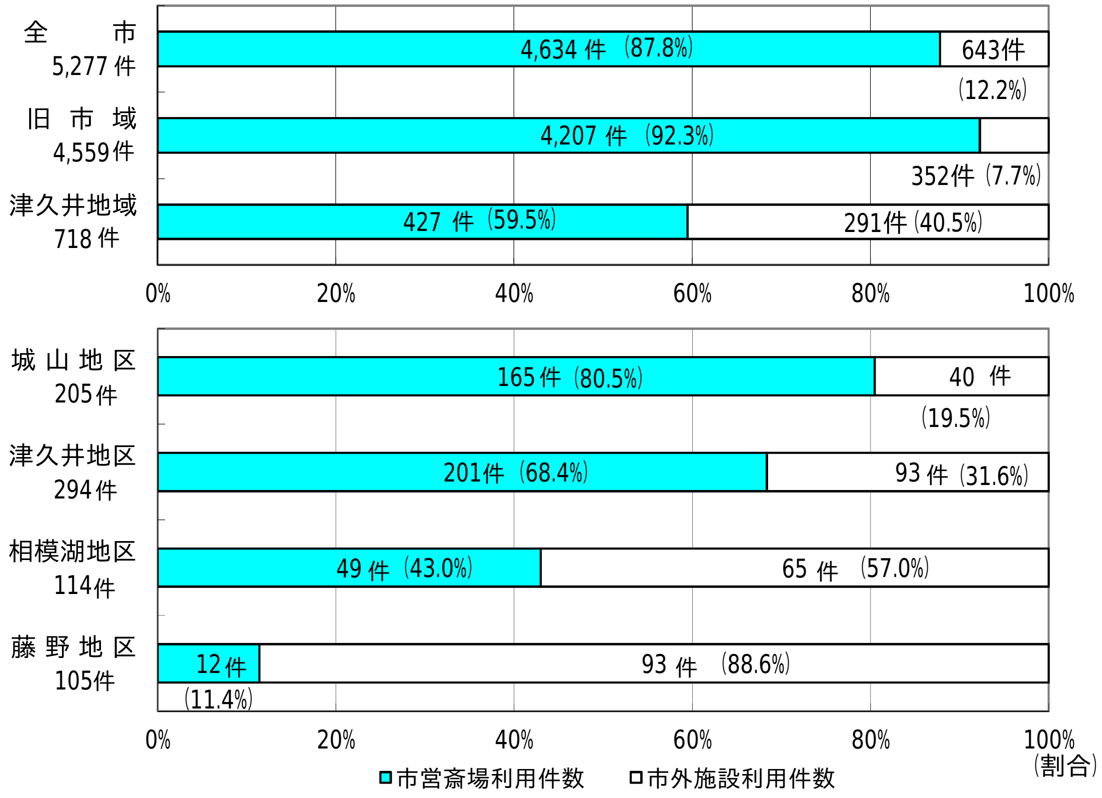

【図１３】　市民の市外火葬場利用割合（平成２４年度）

また、近隣の斎場の利用状況では、愛川聖苑に次いで、上野原市葬斎場、八王子市斎場の利用が多くなっています。（表１９参照）

【表１９】　市民の市外火葬場利用状況（平成２４年度）

市民死亡者数 (A) (人)	市営斎場火葬件数 (B) (件)	他市等の斎場利用件数（件）							
		合計 (A)－(B)	近隣斎場利用件数						その他
			大和斎場	愛川町営斎場 愛川聖苑	南多摩斎場	八王子市斎場	上野原市葬斎場	厚木市斎場	
5,277	4,634 (87.8%)	643 (12.2%)	22	148	42	82	82	13	254

合併に伴い、津久井地域の市民も市営斎場を利用できるようになり、４地区とも市営斎場の利用率が高まったものの、相模湖地区や藤野地区を中心に、津久井地域における市外の火葬場の利用比率が高い状況にあります。（表２０参照）

【表２０】　旧津久井４町の市営斎場利用状況

区分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
旧城山町									
	死亡者数	132	130	161	157	166	190	180	205
	利用者数	27	37	126	138	127	139	146	165
	比率	20.5%	28.5%	78.3%	87.9%	76.5%	73.2%	81.1%	80.5%
旧津久井町									
	死亡者数	207	239	263	227	249	263	290	294
	利用者数	51	179	175	175	183	169	224	201
	比率	24.6%	74.9%	66.5%	77.1%	73.5%	64.3%	77.2%	68.4%
旧相模湖町									
	死亡者数	75	105	99	76	98	98	112	114
	利用者数	7	62	49	38	50	52	55	49
	比率	9.3%	59.0%	49.5%	50.0%	51.0%	53.1%	49.1%	43.0%
旧藤野町									
	死亡者数	91	96	110	107	110	134	134	105
	利用者数	3	2	12	10	19	20	21	12
	比率	3.3%	2.1%	10.9%	9.3%	17.3%	14.9%	15.7%	11.4%
旧4町合計									
	死亡者数	505	570	633	567	623	685	716	718
	利用者数	88	280	362	361	379	380	446	427
	比率	17.4%	49.1%	57.2%	63.7%	60.8%	55.5%	62.3%	59.5%

平成18年3月　津久井町･相模湖町合併
平成19年3月　城山町･藤野町合併

こうした状況を踏まえると、これらの地域の市民が市外の火葬場を利用する場合には、一定の負担が生じている状況であることから、今後、新たな火葬場の検討とともに、助成のあり方について、課題等を整理しながら検討を進める必要があります。

【表２１】　本市周辺の火葬炉使用料

施設名称	市(町)内使用料	市(町)外使用料
横浜市北部斎場	12,000	50,000
愛川町営斎場愛川聖苑	無料	80,000
上野原市葬斎場	20,000	50,000
八王子市斎場	無料	50,000
南多摩斎場　※	無料	50,000
大和斎場　※	10,000	50,000
厚木市斎場	10,000	70,000

※　南多摩斎場　　南多摩斎場組合（八王子市・町田市・多摩市・稲城市・日野市で構成）が運営
※　大和斎場　　　広域大和斎場組合（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市で構成）が運営

資　料　編

目　次

資料１　人口推計・死亡者数推計　３２

資料２　火葬件数の推移　３３

資料３　平成２４年度月別火葬状況　３４

資料４　関係法令等　３５

資料５　ＰＦＩ等の事業方式について　３６

資料１　人口推計・死亡者数推計

平成(年)	西暦(年)	推計			平成(年)	西暦(年)	推計		
		総人口	死亡数	火葬件数			総人口	死亡数	火葬件数
25	2013	724,591	5,258	4,837	49	2037	691,016	9,637	8,866
26	2014	726,944	5,438	5,003	50	2038	685,717	9,687	8,912
27	2015	729,035	5,650	5,198	51	2039	680,225	9,742	8,963
28	2016	730,688	5,867	5,398	52	2040	674,615	9,772	8,990
29	2017	731,578	6,092	5,605	53	2041	668,849	9,791	9,008
30	2018	732,070	6,294	5,790	54	2042	662,950	9,822	9,036
31	2019	732,233	6,517	5,996	55	2043	656,909	9,809	9,024
32	2020	732,077	6,717	6,180	56	2044	650,780	9,781	8,999
33	2021	731,698	6,952	6,396	57	2045	644,572	9,763	8,982
34	2022	730,994	7,142	6,571	58	2046	638,272	9,747	8,967
35	2023	729,951	7,377	6,787	59	2047	631,919	9,698	8,922
36	2024	728,314	7,579	6,973	60	2048	625,469	9,638	8,867
37	2025	726,364	7,798	7,174	61	2049	619,008	9,635	8,864
38	2026	724,026	7,992	7,353	62	2050	612,426	9,581	8,815
39	2027	721,422	8,179	7,525	63	2051	605,830	9,554	8,790
40	2028	719,523	8,380	7,710	64	2052	599,150	9,600	8,832
41	2029	717,334	8,591	7,904	65	2053	592,354	9,617	8,848
42	2030	714,890	8,767	8,066	66	2054	585,451	9,601	8,833
43	2031	712,174	8,940	8,225	67	2055	578,533	9,608	8,839
44	2032	709,220	9,061	8,336	68	2056	571,550	9,617	8,848
45	2033	706,040	9,190	8,455	69	2057	564,475	9,657	8,884
46	2034	702,661	9,309	8,564	70	2058	557,288	9,683	8,908
47	2035	699,104	9,453	8,697	71	2059	550,030	9,710	8,933
48	2036	695,148	9,553	8,789	72	2060	542,692	9,744	8,964

※　「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計結果」（さがみはら都市みらい研究所）による。

資料２　火葬件数の推移

区　分	死亡者数（人）	火 葬 件 数（死 体）（件）		
		市　内	市　外	合　計
平成１２年度	2,859	2,646	426	3,072
平成１３年度	3,039	2,796	425	3,221
平成１４年度	3,190	2,898	420	3,318
平成１５年度	3,286	3,035	420	3,455
平成１６年度	3,466	3,149	445	3,594
平成１７年度	3,850	3,232	458	3,690
平成１８年度	4,149	3,515	439	3,954
平成１９年度	4,419	3,878	387	4,265
平成２０年度	4,502	3,988	473	4,461
平成２１年度	4,601	4,052	523	4,575
平成２２年度	4,887	4,287	617	4,904
平成２３年度	5,164	4,548	661	5,209
平成２４年度	5,277	4,634	582	5,216

資料３　平成２４年度月別火葬状況

（単位：件）

区分			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合 計
市内	死体	１２歳以上	382	356	399	380	342	349	343	368	424	457	424	394	**4,618**
		１２歳未満	1	4	1			1		2	1	3		3	**16**
		計	383	360	400	380	342	350	343	370	425	460	424	397	**4,634**
	胎　児		7	12	6	10	9	7	13	5	7	6	13	13	**108**
	改　葬		3					1		1		1			**6**
	身体の一部		8	2	2	3	1	5	3	4	4	3	2	2	**39**
	小　計		401	374	408	393	352	363	359	380	436	470	439	412	**4,787**
市外	死体	１２歳以上	33	38	28	42	49	36	40	49	78	54	61	70	**578**
		１２歳未満					2	1					1		**4**
		計	33	38	28	42	51	37	40	49	78	54	62	70	**582**
	胎　児		4	3	2	2	2	3	3	1	3	4	1	2	**30**
	改　葬														
	身体の一部		1	2	2	1		2	1	1	1		2		**13**
	小　計		38	43	32	45	53	42	44	51	82	58	65	72	**625**
合計	死体	１２歳以上	415	394	427	422	391	385	383	417	502	511	485	464	**5,196**
		１２歳未満	1	4	1		2	2		2	1	3	1	3	**20**
		計	416	398	428	422	393	387	383	419	503	514	486	467	**5,216**
	胎　児		11	15	8	12	11	10	16	6	10	10	14	15	**138**
	改　葬		3					1		1		1			**6**
	身体の一部		9	4	4	4	1	7	4	5	5	3	4	2	**52**
	合　計		439	417	440	438	405	405	403	431	518	528	504	484	**5,412**

資料４　関係法令等

都市計画法

（都市施設）
第十一条　都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。
七　市場、と畜場又は火葬場
２　都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）
第五十一条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、 都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。
　ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（中略）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例

（設置場所の基準）
第10条　墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。
(１)　地方公共団体が経営しようとする場合を除き、申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、規則で定める特別の理由がある場合はこの限りでない。
(２)　墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、次のアからウまでに定める距離以上であること。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。
　ア　墓地にあっては、50 メートル（死体を埋葬する墓地にあっては、100 メートル）
　イ　納骨堂にあっては、50 メートル
　ウ　火葬場にあっては、300 メートル
(３)　飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

「新　都市計画マニュアルⅡ」 2-2-3 火葬場(2)(a)④候補地の選定及び施設計画の検討

　候補地の選定にあたっては、風致地区内、景勝地内、または優良な住宅地（住居専用地域）は避けることが望ましい。
　なお、従来、地形的に人目に触れにくい場所（山陰、谷間等）を選定することが多かったが、近年の技術的改良により、市街地の中に設置する事例も出てきている。

資料５　ＰＦＩ等の事業方式について

事業方式には、事業の実施過程（資金調達、設計・建設・維持管理、運営、事業終了）における公共と民間との役割の相違によって、以下の方式があります。

種　　類		資金調達	設計 建設	運　営 維持管理	所有（契約期間中）		
					建設中	運営中	終了後
公　設　公　営		公共	公共	公共	公共	公共	公共
指定管理者方式		公共	公共	民間	公共	公共	公共
ＰＦＩ的手法	ＤＢＯ	公共	民間	民間	公共	公共	公共
ＰＦＩ法の 主要手法	ＢＴＯ	民間	民間	民間	民間	公共	公共
	ＢＯＴ	民間	民間	民間	民間	民間	公共

事業方式の概要

事業方式		概　　要
ＰＦＩ的手法	ＤＢＯ (Design Build Operate) ﾃﾞｻﾞｲﾝ・ﾋﾞﾙﾄﾞ・ｵﾍﾟﾚｲﾄ 設計・建設 ・運営	民間が施設の設計・建設・運営・維持管理を一括して行い、施設の所有、資金調達に関しては公共が行う方式
ＰＦＩ手法	ＢＴＯ (Build Transfer Operate) ﾋﾞﾙﾄﾞ・ﾄﾗﾝｽﾌｧｰ・ｵﾍﾟﾚｲﾄ 建設・ 移転 ・運営	民間が自ら資金調達を行い、施設を整備した後、施設の所有権を公共に移転した上で、民間が施設の維持管理、運営を行う方式
	ＢＯＴ (Build Operate Transfer) ﾋﾞﾙﾄﾞ・ｵﾍﾟﾚｲﾄ ・ﾄﾗﾝｽﾌｧｰ 建設・ 運営 ・移転	民間が自ら資金調達を行い、施設を整備し、一定期間施設を運営し資金回収した後、公共にその施設の所有権を移転する方式

行政側のメリット・デメリット

事業手法	メリット	デメリット
従来手法	・低金利の起債等を活用できる。(①) ・比較的短時間での事業実施が望める。	・業務ごとの個別発注により、企業相互のノウハウが業務に反映されにくい。 ・修繕費等のリスクを公共が担うため、コスト軽減が図りにくい。 ・建設時に多額の起債が必要となる。(④)
ＰＦＩ 的手法	・①と同様 ・民間企業との適切なリスク分担により、コスト軽減が図れる。(②) ・企業連合との契約となるため、企業相互のノウハウを業務に反映しやすい。(③)	・④と同様 ・事業実施までに多くの時間を要し、事務も煩雑化する。(⑤)
ＰＦＩ 手法	・②、③と同様 ・融資元からのモニタリング作用が期待できる。 ・財政の平準化が図れる。	・⑤と同様 ・起債に比べ、比較的高金利の民間融資を使用することになる。

ＰＦＩによるＶＦＭ（バリュー・フォー・マネー）の達成の仕組み

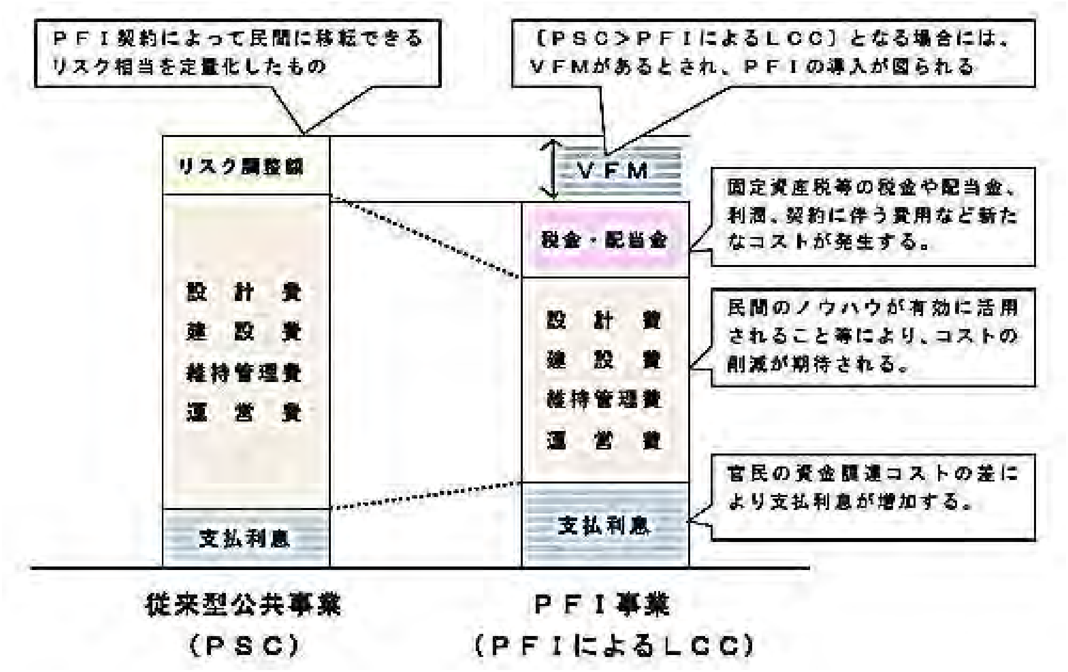

用語の解説

ＶＦＭ（バリュー・フォー・マネー）

ＰＦＩにおける最も重要な概念の１つで、国民の税金の使用価値を最も高めようとする考え方。

ＰＦＩの採用によるＶＦＭの達成は、従来型公共事業と比べ、サービス水準が一定であれば公共の負担するコストが軽減すること、あるいはコストが従来と同等であればサービス水準が向上することにより検証される。

この場合のコストは、公共（国、地方自治体）が事業期間（ライフサイクル）にわたって支出する財政支出額（公共が負担するリスクの調整分を含む。）を適正な割引率で現在価値に換算したものが用いられる。

従来型公共事業に代わりＰＦＩを採用するに当たっては、ＰＦＩによってＶＦＭが向上することの検証が求められる。ＰＦＩ事業を実施する民間事業者の選定においても、ＶＦＭは最も重要な選定要因となる。

ＰＳＣ（パブリック・セクター・コンパラター）

公共サイドのコストモデル。ＰＦＩ提案の可否の判断材料となる。ＰＳＣは、従来の手法により調達した場合に、契約期間全体を通じて公共に発生する全てのコストを積算したもので、提案されるＰＦＩ事業が従来型公共事業に比べ、より良いＶＦＭが得られるか否かの評価を行う際に使用される。

ＬＣＣ（ライフ・サイクル・コスト）

建物の企画・設計から建設、維持管理、修繕、解体

（栃木市斎場再整備基本構想より引用）

相模原市新たな火葬場整備基本構想

発　行　相模原市（平成２６年５月）
編　集　市民局 区政支援課
所在地　〒２５２－５２７７
　　　　相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
電　話　（０４２）７６９－９８１４
ファクス　（０４２）７５３－９４１３
電子メール　kuseishien@city.sagamihara.kanagawa.jp